



「建設業許可で届出している経營業務の管理責任者(経管者)が虚偽の申請だとして、県が許可の取消しを言ってきた…」とA社から連絡がありました。国交省が、「なくそう違反・あったら通報!」のキャッチフレーズで「駆け込みホットライン=建設業法違反通報窓口=」を設置してから、こうした処分が鰻登りに増えています。県の監督処分簿を見ても、'08年の10件から'09年9件、'10

増加の一途…建設業者への処分、2年前比で3倍のペース

年17件、今年は3月までで7件と増加しています。処分は軽い方から①指示処分②営業停止処分③許可の取消…となっていますが、この3年半だけでも①19件②17件③6件の計42件あります。技術者や工事に関する経審虚偽申請は②ですが、経管者や専技等の許可要件の虚偽申請は③に当たり、会社も役員も5年間は許可が取れません。建設業法や刑法に違反して罰金刑を受けても許可取消です。大震災後の資材不足と厳しい経営環境の中、十分なご注意を。



「現場で労災事故が起きた。労基署への報告や労災保険の手続きをお宅に依頼した場合の手数料は?」とB社から問合せがありました。B社は以前、労働保険の年度更新を当事務所に委託されていましたが、経費削減で自社での処理に変わっていました。今回事故が起き、複雑な事務手続きに頭を悩ませたようです。順序としては①「労働者死傷病報告」を労基署へ②労災保険の「療養補償給付請求書」を最初にかかった指定

労災事故面倒な手続き…事務の頭悩ます委託を

病院へ③通院し易い近くの病院に変わると「指定病院等変更届」④事故が交通事故だと「第三者行為災害届」⑤そして1ヵ月毎の「休業補償給付請求書」⑥さらに障害が残ると「障害補償給付請求書」⑦最悪の死亡事故だと「遺族補償給付請求書」…と幾つもの手続きが出てきます。当事務所の年度更新手数料は26,250円。もし事故が起きれば、①～⑥の手続きについては無料です。年度更新の時期です。ご検討を。



当事務所は5/2(月)に臨時休業致します。このため、4/29(金)～5/5(木)が連休に!